

暮らしの中の

人権

わたし 私たちの毎日の生活の
いろいろな場面に 人権について
考えるきっかけがあります。
あなたにも こんな経験はありませんか。
この家族と一緒に 人権について考えてみませんか。

家族紹介



おじいちゃん



おばあちゃん



お父さん



お母さん



わたし (中学生)



おとうと (小学生)

このリーフレットは、
島根県人権啓発推進センターライブラリーの
貸出用啓発パネル「暮らしの中の人権」を
配布版として制作したものです。

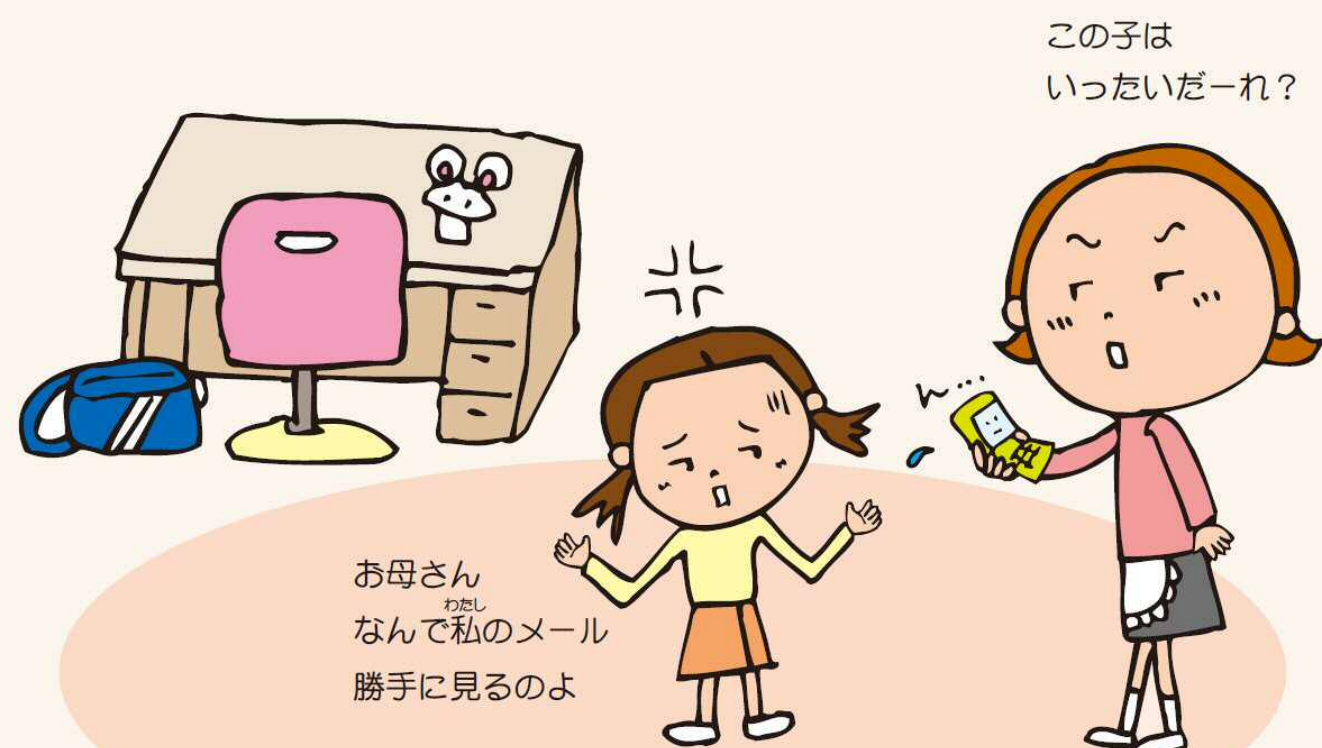
島根県人権啓発推進センター

〒690-8501 松江市殿町 1 (県庁東庁舎 1F) TEL 0852-22-6051

西部人権啓発推進センター

〒697-0041 浜田市片庭町 254 (県合同庁舎 1F) TEL 0855-29-5503

親なら 勝手に見ていいの？



子ども(児童)の権利に関する条約 第16条 〈要旨〉

たとえ、お父さんやお母さんであっても、子どもが秘密にしていることを勝手に知ることはできません。

とし 歳だからって 勝手に 決めつけていませんか？

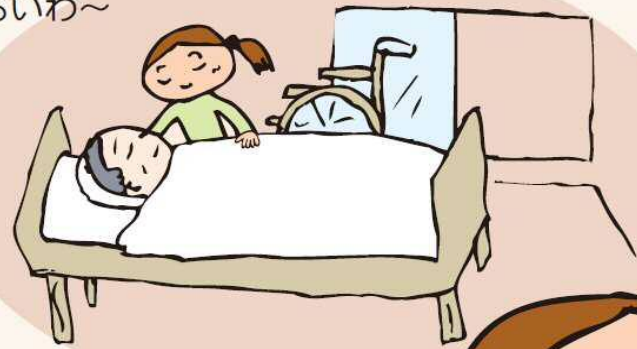


高齢社会対策基本法 第5条 〈要旨〉

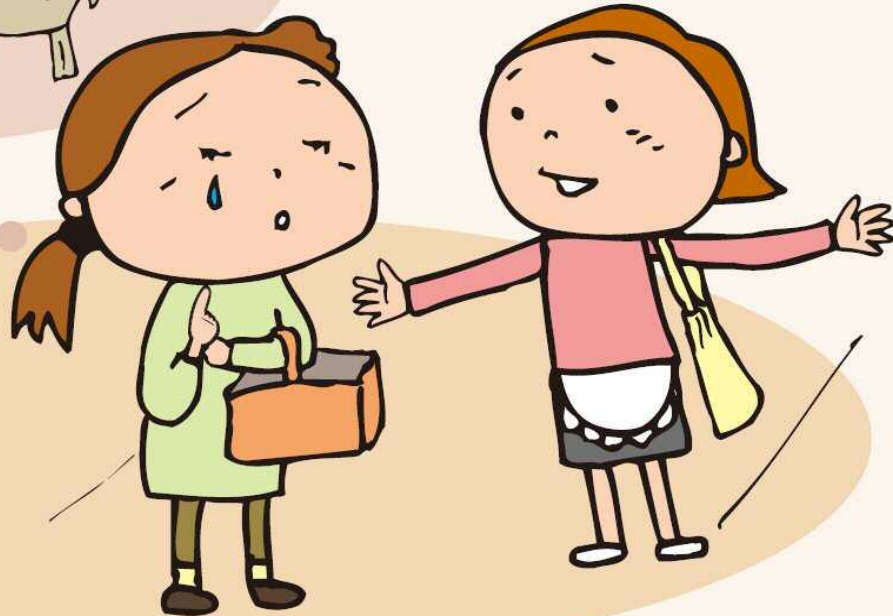
高齢者と共に、皆が健やかで、充実した生活を送れるよう、努めましょう。

かいご 介護って お母さんの仕事なの？

たまには出かけたんだけど
お母さんの介護があるからね
つらいわ～



あら？
あなたひとりで
介護してるの？
家族で協力し合えば
いいんじゃない



男女共同参画社会基本法 第6条 〈要旨〉

家族はお互いに協力し合い、子育てや家族の介護などについての役割を分担しあいましょう。

男と女で やくわりぶんたん 役割分担が決まるの？

えっ？ おじさんが
ごはんのしたくするの？



おじさんが
料理しちゃ変かな？



今日は
みんな
あと片づけ
しようね！



どうして——
ボク男なのに



男女共同参画社会基本法 第4条 〈要旨〉

性別による役割分担をつくり出すのではなく、社会における活動の選択が中立となるよう努めましょう。

せい かく 性格って けつ えき がた 血液型で決まってるの？

A型なのに
マイペースなのよね！



血液型は
関係ないでしょ？

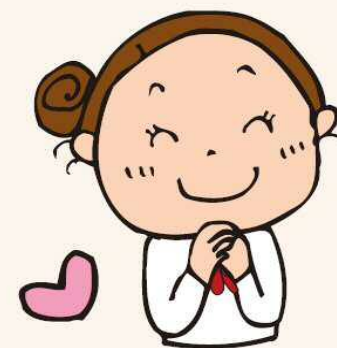


世界人権宣言 第2条 〈要旨〉

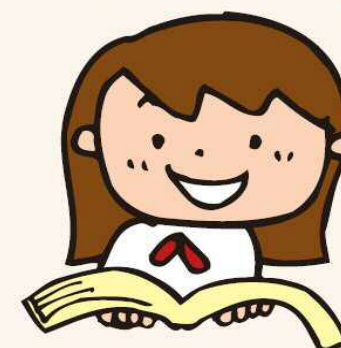
私たちは、人種や皮膚の色、性、言語、宗教、意見、出身、財産、家柄やその他の違いによって人を決めつけてはいけません。

ひとと違うって いけないことなの？

ねえ
だれの
コンサートに
行く？



わたし
私は
この人がいいな



も誘おうよ
この人の
大ファンだって
言ってたよ



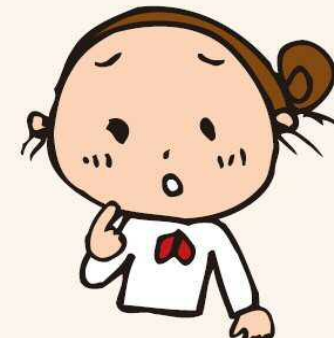
違ってたら
いけないの？



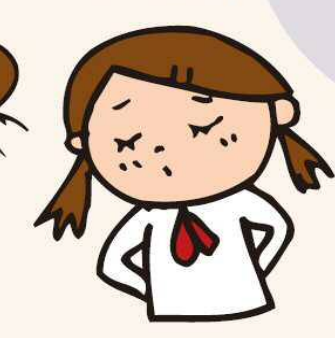
えー
あの子はいいよ
私たちと
感じ違うから



なにが？



そーかな？



いじめを見かけたら？



世界人権宣言 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。(外務省仮約)

「ちょっとくらいなら」 という身勝手が・・・



障害者基本法 第6条 〈要旨〉

互いを頼り、助け合うという考え方の下で、障がいのある人の生活や行動に協力しましょう。

どんな時に^{せき}席をゆずるの？



みんなの本に 書いてもいいの？



世界人権宣言 第29条 〈要旨〉

権利や自由を行使するときには、道徳や秩序も考慮しなければなりません。

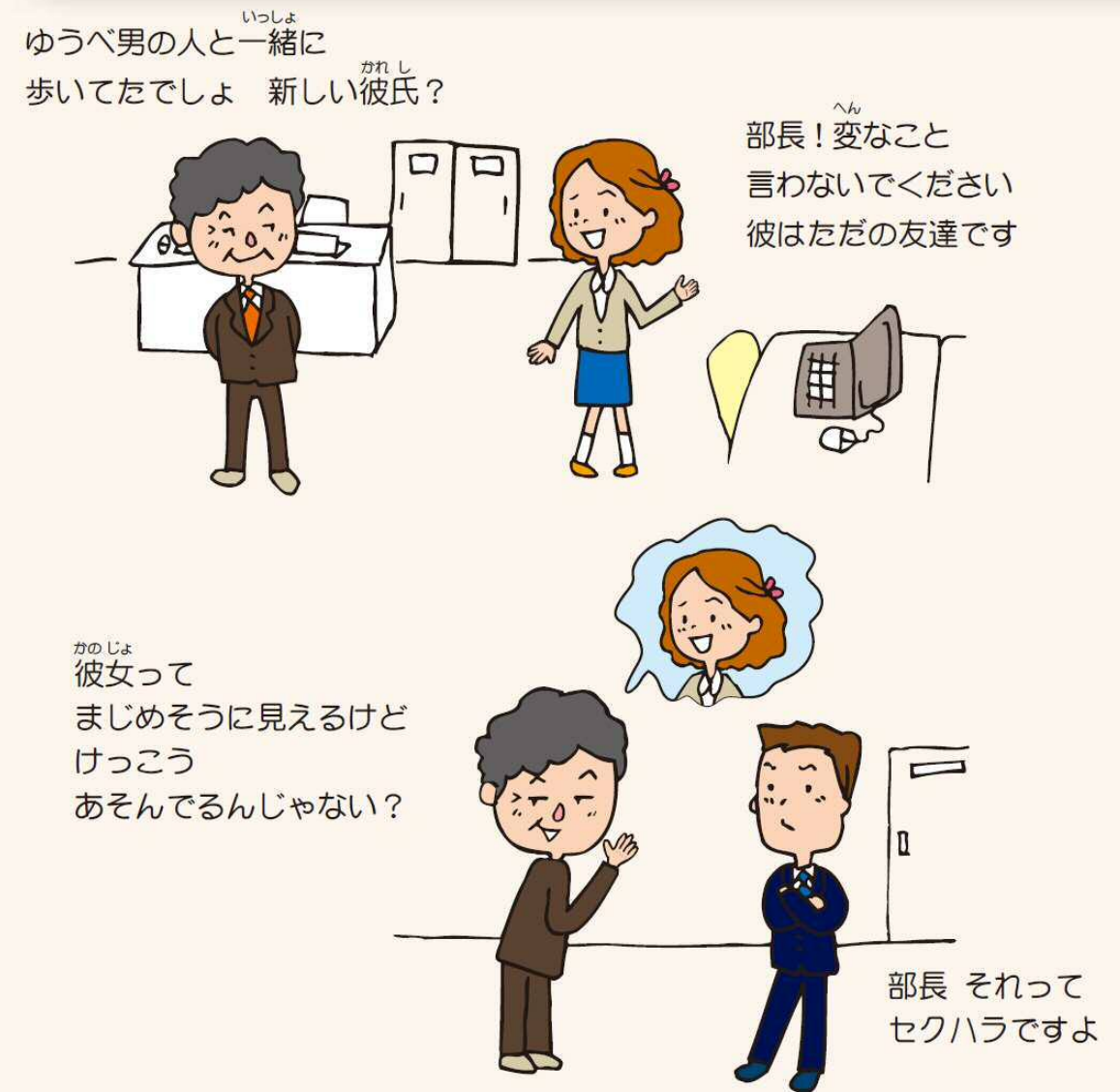
どこの国の人も 同じ地球の人



世界人権宣言 第2条 〈要旨〉

私たちは、人種や皮膚の色、性、言語、宗教、意見、出身、財産、家柄やその他の違いによって人を決めつけてはいけません。

職場に こんなうわさ話を する人はいませんか？



男女雇用機会均等法 第11条 〈要旨〉

会社は、職場での性的言動により、社員が不利益を受けることのないよう配慮し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを許さない、という方針を明確に示す必要があります。

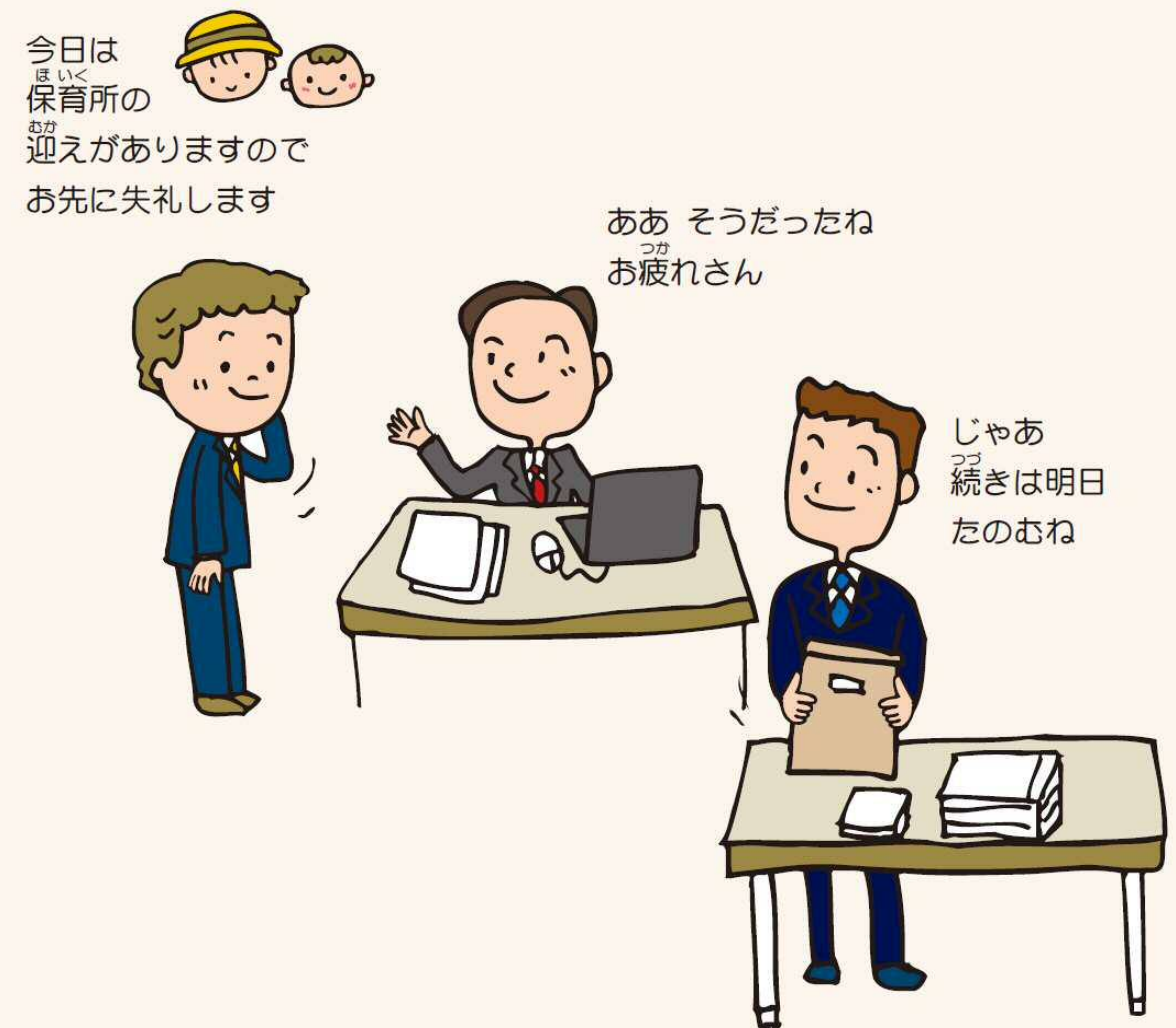
お茶は女性じょせいが入れるもの？



男女共同参画社会基本法 第3条 〈要旨〉

性別による差別的取り扱いを受けないで、個人的能力を発揮する機会が確保されなければなりません。

お父さんも 子育てを



育児・介護休業法 第23条 〈要旨〉

社員は、子育てのために、勤務時間の短縮を会社へ申し出ることができ、会社は、勤務時間を短縮できるよう調整しなければなりません。

ありがとう。 でも自分じぶんでできるよ



しょうがいしゃきほんほう だい じゅう ようし
障害者基本法 第19条 -要旨-

かいしゃ しょう ひと のうりよく ひょうか しごと きかい あた しごと つづ
会社は、障がいのある人の能力を評価し、仕事をする機会を与え、仕事が続けられるようにしなければなりません。